

平成 27 年 10 月 16 日

各就労継続支援 A 型事業者管理者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

平成 27 年 10 月提供分以降の算定における
就労継続支援 A 型の基本報酬に係る算定シートの提出について

日頃は、本市障害福祉行政の運営にご理解をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、平成 27 年 4 月の報酬改定で示されたとおり、平成 27 年 10 月提供分より基本報酬の減算の取扱いが変更されます。

つきましては、現在、各事業所において短時間利用者の割合を算定シートで作成していただいておりますが、平成 27 年 10 月提供分以降においては、今回送付する改定後のシートを使用していただきますようお願いいたします。

記

1. 改定後の減算の内容

事業所における雇用契約を締結している利用者の 1 日当たり利用時間の平均が、1 時間未満、1 時間以上 2 時間未満、2 時間以上 3 時間未満、3 時間以上 4 時間未満又は 4 時間以上 5 時間未満である場合に減算を行うものです。

平均利用時間は、雇用契約を締結している全ての利用者における直近の過去 3 月間の延べ利用時間を直近の過去 3 月間の延べ利用人数で除して算出することとなります。

【減算の内容】

平均利用時間	内容
1 時間未満	所定単位数の 100 分の 30 を算定
1 時間以上 2 時間未満	所定単位数の 100 分の 40 を算定
2 時間以上 3 時間未満	所定単位数の 100 分の 50 を算定
3 時間以上 4 時間未満	所定単位数の 100 分の 75 を算定
4 時間以上 5 時間未満	所定単位数の 100 分の 90 を算定

2. 算定上の留意事項

①「利用時間」について

利用時間は、雇用契約に基づく労働時間だけでなく、休憩時間や昼食時間、サービス管理責任者等との面談に要する時間等を含みます。ただし、有給休暇の取得や遅刻・早退などによりサービス利用のない時間、送迎に要する時間等は含みません。（厚生労働省平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&Aより）

雇用契約に定める休憩時間については、現在、事業所で定めている休憩時間とし、平成27年10月以降、特段の事情がない限り変更することは認められません。

また、労働時間以外に実施する面談については、立ち話で終わるような軽易なものではなく、相談室などにおいて個別に実施される15分以上にわたるような面談とし、一定の時間を確保して実施する必要がある場合については、サービス利用時間に含めて差し支えありません。その場合には、面談の内容を日報等に記録（対象者、対応者、実施場所、面談時間、詳細な面談内容など）しておいてください。

なお、利用者の方が単に事業所内に滞在している時間はサービス利用時間に含みません。

②「直近の過去3月間」について

平成27年10月提供分の請求の場合

⇒平成27年7月1日（水）から9月30日（水）

※期間の始めと終わりが週の途中であっても、対象期間に含めます。

③「利用開始時には予見できない事由により短時間利用となってしまった場合

留意事項通知により「利用開始時には予見できない事由により短時間利用（1日の利用が5時間未満の利用のことをいう。以下同じ。）となってしまった場合、当該短時間利用となってしまった者について、短時間利用となった日から90日を限度として平均利用時間の算出から除外しても差し支えないこととする。なお、短時間利用となってしまった事由について都道府県に届け出ること。」とされています。

「予見できない事由」とは、利用開始時にアセスメントが適切に実施されたことを前提に、利用開始以降に生じた事故や病気等の事由により、当初のサービス利用時間が確保できなくなったケースを想定しています。また、当該事由はある程度継続して短時間となるケースを想定しているため、その日1日のみ、かぜ等の体調不良により早退した結果により短時間となるものは認められません。

「予見できない事由」に該当し平均利用時間の算出から除外する場合には、算定シート備考欄に「※」印の記載をするとともに、届出書を速やかに提出してください。

3. 算定シートの提出について

(1) 提出期限

平成 27 年 10 月提供分以降の算定シート(利用者氏名入りのもの)については、毎月、請求を行う月の 15 日までに下記の宛先まで郵送(消印有効)してください。

なお、平成 27 年 9 月提供分までは、これまで通りの方法にてメールで送信してください。

宛先	〒460 - 8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 名古屋市健康福祉局障害者支援課認定支払係 ※「A型算定シート在中」と記載してください
----	--

※様式については、ウェルネットなごやよりダウンロードしてください。ウェルネットなごやの事業者のページ内にある様式等ダウンロードに様式を掲載します。

(2) 使用する算定シートについて

サービス提供月	使用する算定シート	提出方法
平成 27 年 9 月提供分まで	改定前の算定シート	メール
平成 27 年 10 月提供分以降	<u>改定後の算定シート</u>	<u>郵送</u>

4. その他

算定シートの記載内容については、毎月の請求時に確認させていただきますが、実地指導等の際にもサービス提供記録等をもとに記載内容を確認させていただきます。その際、請求できない内容が確認された場合には、請求内容を修正いただくことがございますので、ご承知置きください。

名古屋市役所健康福祉局障害者支援課認定支払係 TEL : 052 - 972 - 2602・2639
